

国立大学法人東京外国語大学公正入札調査委員会の設置について

平成 21 年 1 月 1 日
事務局 長 決 裁

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 国立大学法人東京外国語大学が発注する建設工事及び設計・コンサルティング業務（以下「建設工事等」という。）の入札の適正を期し、文部科学省、公正取引委員会及び警察庁との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、国立大学法人東京外国語大学公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 施設課長
- (2) 施設課課長補佐
- (3) 会計課長
- (4) 会計課課長補佐

(委員長)

第 3 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

- (1) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- (2) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(調査審議事項)

第 4 委員会は、建設工事等に係る入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実があったときは、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 競争加入者に対する事情聴取等の調査の要否
- (2) 事情聴取項目等の調査の内容
- (3) 公正取引委員会及び警察庁への通報の内容
- (4) 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い
- (5) その他(1)から(4)に付随する事項

(会議)

第 5 委員会は、入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実があったときは、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができないときは、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

(委員以外の出席)

第6 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会に関する庶務は、施設課において処理する。

別添一

国立大学法人東京外国語大学談合情報対応マニュアル

別添二

国立大学法人東京外国語大学談合疑義事実処理マニュアル

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。